

<別表> 特定地域づくり事業協同組合の認定に必要となる書類

1. 申請書（様式1）
2. 定款
3. 登記事項証明書
4. 役員の住民票の写し及び履歴書
5. 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（基本的には不要）
6. 事業計画（様式2）
7. キャリア形成支援制度に関する計画書（様式2-2）
8. 収支予算（様式3）
9. 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
10. 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程
・就業規則、マニュアル等
11. 派遣元責任者の住民票の写し
12. 派遣元責任者の履歴書
13. 派遣元責任者の受講証明書の写し
14. 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（基本的には不要）
15. 派遣労働者の解雇に関する規程
・就業規則、労働契約書の写し
16. 派遣労働者に対する休業手当に関する規程
・就業規則、労働契約書の写し
17. 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
・個人情報適正管理規程
18. 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
①最近の事業年度における法人税の確定申告書の写
②納税証明書
③事務所に係る不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。）
19. 市町村長の意見書（認定申請後に県が依頼）
20. 組合員名簿
21. 地区に係る基準を説明する資料(数値等の要件・地図)
22. 派遣職員の確保（見込み）を説明する資料
①雇用契約書又は労働条件通知書の写し
②採用通知書の写し
③求人中であることを示す資料
23. 派遣料金の設定根拠を説明する資料
24. 市町村の予算議案・予算説明書抄本 （市町村長の意見書とともに提出可）
25. 派遣労働者の給与設定基準を説明する資料
26. 社会保険・雇用保険関係届出書の写し
27. 事務所の位置図、レイアウト図及び写真
28. 取引金融機関の残高証明書又は融資証明書 （申請の受理日前3ヶ月以内に交付されたもの）
29. 市町村との損失補償契約書の写し（該当ある場合）